

仕様書等の一部訂正について

令和8年3月31日付けで公告した「令和8年度胆振東部森林管理署収穫調査業務委託3号」の仕様書について、下記のとおり一部訂正いたします。

令和8年4月10日

分任支出負担行為担当官
胆振東部森林管理署長 玉館 力

記

別紙【誤】・【正】のとおり

以上

【誤】

調 査 内 訳 書

森 林 管 理 署 等	調 査 場 所		予 定 面 積 (ha)	予 定 材 積 (m ³)	伐 採 種	伐 採 率 (%)	調 査 方 法	備 考
	国 有 林	林 小 班						
胆振東部	樽前	243よ	3.30	101	列状間伐	25	標準地 (面積)	
胆振東部	樽前	257へ	30.31	515	列状間伐	20	標準地 (本数)	
胆振東部	樽前	266と	2.73	232	皆伐	100	標準地 (本数)	L34cm上調査
胆振東部	樽前	269ろ	9.85	191	定性間伐	20	標準地 (本数)	
胆振東部	樽前	270ほ	0.89	56	列状間伐	25	標準地 (面積)	
胆振東部	樽前	271は	8.35	468	列状間伐	20	標準地 (面積)	
胆振東部	樽前	278ろ	4.67	538	複層伐	50	標準地 (本数)	50m×50m L34cm上調査
胆振東部	樽前	279ろ	2.39	551	複層伐	50	省略	288ほ 50m×50m
胆振東部	樽前	279に	2.29	533	複層伐	50	省略	288ほ 50m×50m
胆振東部	樽前	280は	5.43	1032	複層伐	50	標準地 (本数)	50m×50m L34cm上調査
胆振東部	樽前	283ろ	0.54	7	列状間伐	25	標準地 (面積)	
胆振東部	樽前	283ほ	2.82	129	列状間伐	25	標準地 (面積)	
胆振東部	樽前	284へ	6.67	97	列状間伐	20	標準地 (面積)	
胆振東部	樽前	285と	3.22	124	列状間伐	25	標準地 (本数)	
胆振東部	樽前	285じ	2.89	146	列状間伐	25	標準地 (本数)	
胆振東部	樽前	286へ	3.65	380	皆伐	100	標準地 (本数)	L34cm上調査
胆振東部	樽前	287ろ	5.03	1460	複層伐	50	標準地 (本数)	50m×50m L34cm上調査
胆振東部	樽前	288に	3.46	796	複層伐	50	省略	288ほ 50m×50m
胆振東部	樽前	288ほ	3.68	848	複層伐	50	標準地 (面積)	50m×50m

調 査 内 訳 書

森 林 管 理 署 等	調 査 場 所		予 定 面 積 (ha)	予 定 材 積 (m ³)	伐 採 種	伐 採 率 (%)	調 査 方 法	備 考
	国 有 林	林 小 班						
胆 振 東 部	樽 前	288へ	2.87	763	複 層 伐	50	標 準 地 (面 積)	50m × 50m
胆 振 東 部	樽 前	291と	8.97	549	列 状 間 伐	25	標 準 地 (面 積)	
胆 振 東 部	樽 前	291ち	0.11	11	列 状 間 伐	25	標 準 地 (面 積)	
胆 振 東 部	樽 前	291ゆ	0.17	11	列 状 間 伐	25	標 準 地 (面 積)	
合 計		23箇所	114.29	9,538				

【誤】

別紙 3

特記仕様書

収穫調査の実施にあたっては、「北海道森林管理局収穫調査規程」及び「北海道森林管理局収穫調査規程の運用について」によるほか、以下の定めによるものとする。

1 狩猟期間中の安全対策について

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理（支）署が定める銃猟安全対策に従うこと。

なお、林道等入口付近及び事業地の前後等の視認しやすい場所に「発砲禁止」ののぼり（規格：のぼり 0.45×1.5m以上、ポール伸縮 3 m程度）を 3 本設置すること。

また、市町村から森林管理（支）署に対し、市町村が実施主体となつて行う有害鳥獣捕獲について、事業地を含む周辺国有林において、土・日曜日、祝日、年末年始での可猟要請がなされた場合は、事前に森林管理（支）署・市町村・受託者の三者により協定を締結し日時を限定して可猟とする場合があるので協議に応じること。

2 多様な森づくりについて

調査実行中において、現地で除外区域が明確でない場合は、林況に関する状況について監督職員等に適宜情報すること。

3 選木について

立木販売の定性間伐調査においては、広葉樹胸高直径 34cm 上を保残するので調査対象木から除外すること。

4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を監督職員等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

- (1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として受託者が行う。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意する。
- (2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに監督職員等へ報告する。
- (3) 無人航空機の回収は、受託者の責任において行う。
- (4) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わない。
また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図る。

5 ナラ枯れ被害の対応について

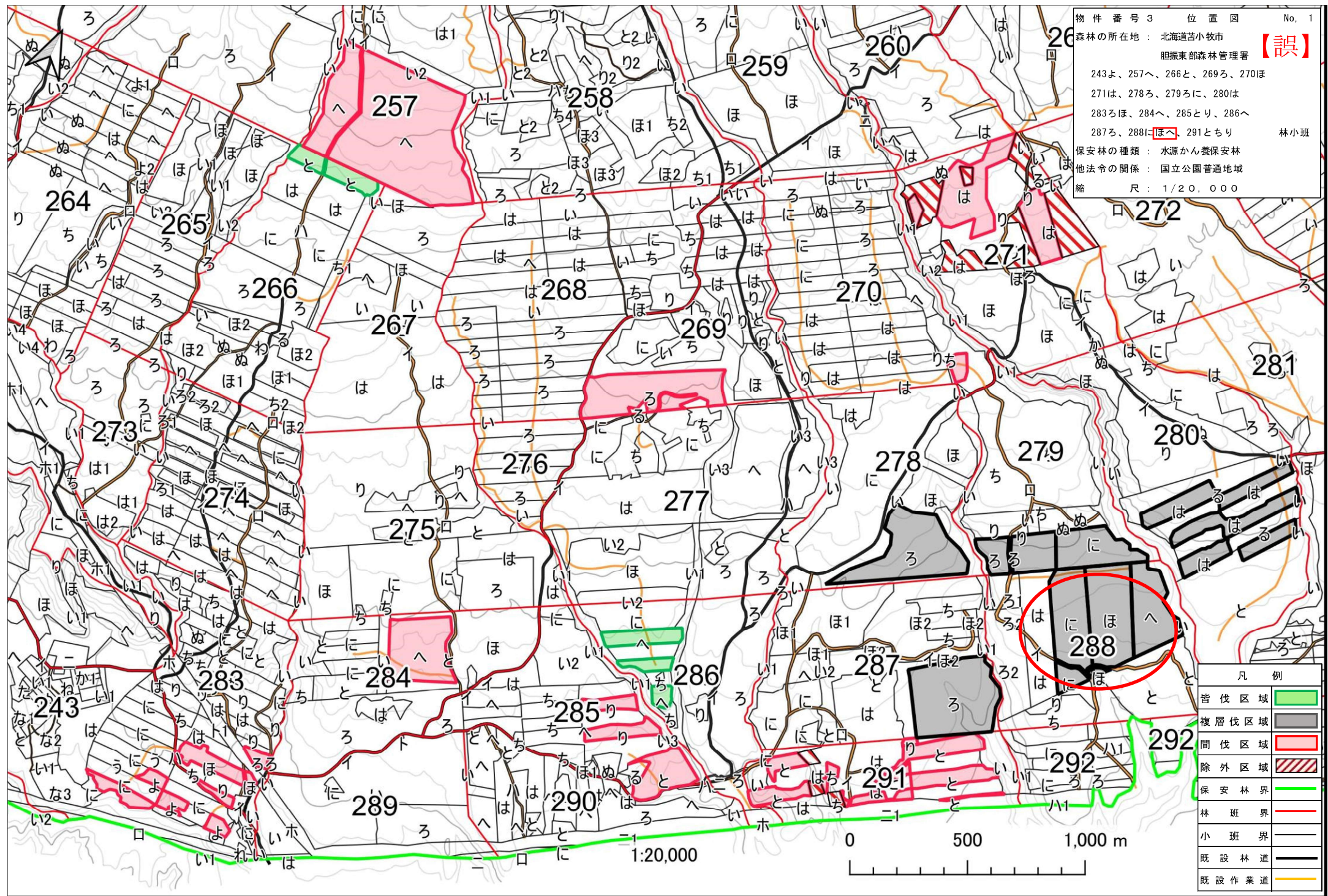
ナラ枯れの被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は、原則、調査対象

としないこと。また被害木及び被害木と推定されるものを発見した場合は、その立木にテープ等で標示するとともに、位置情報を速やかに監督職員へ報告すること。

- 6 243 林班よ小班、278 林班ろ小班、279 林班ろに小班、280 林班は小班、283 林班ろ小班、288 林班にほり小班、291 林班とちり林班については、令和8年8月31日までに調査成果を提出すること。
- 7 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ監督職員と協議すること。

物件番号 3 位置図 No. 1
 森林の所在地：北海道苫小牧市
 胆振東部森林管理署
 243よ、257へ、266と、269ろ、270ほ
 271は、278ろ、279ろに、280は
 283ろほ、284へ、285とり、286へ
 287ろ、288ほへ、291とちり 林小班
 保安林の種類：水源かん養保安林
 他法令の関係：国立公園普通地域
 縮尺：1/20,000

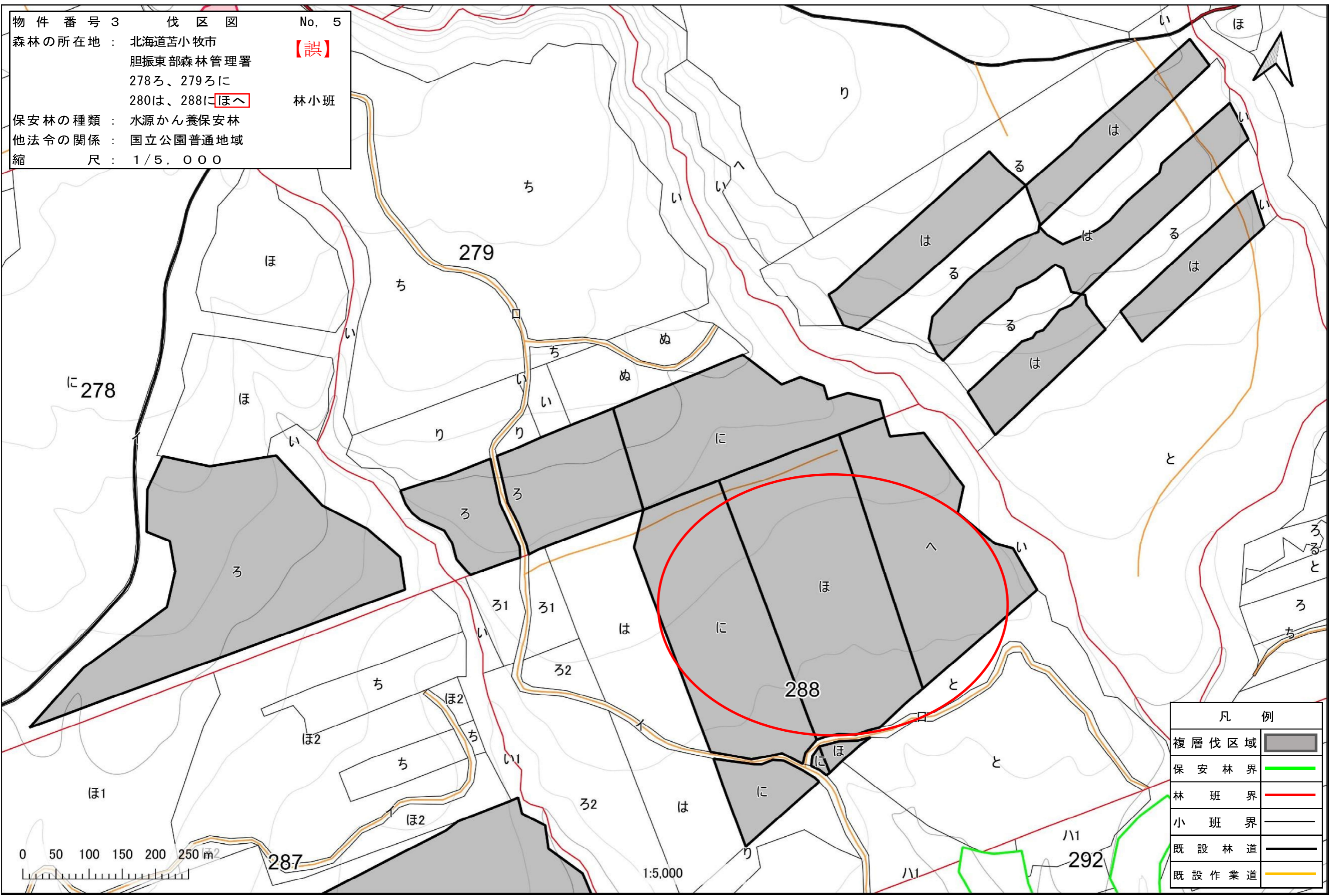
【誤】



凡例	
皆伐区域	
複層伐区域	
間伐区域	
除外区域	
保安林界	
林小班界	
小班界	
既設林道	
既設作業道	

物件番号 3 伐区図 No. 5
 森林の所在地：北海道苫小牧市
 胆振東部森林管理署
 278ろ、279ろに
 280は、288にほへ
 林小班
 保安林の種類：水源かん養保安林
 他法令の関係：国立公園普通地域
 縮尺：1/5,000

【誤】



凡例	
複層伐区域	
保安林界	
林班界	
小班界	
既設林道	
既設作業道	



1:5,000

【正】

調 査 内 訳 書

森 林 管 理 署 等	調 査 場 所		予 定 面 積 (ha)	予 定 材 積 (m ³)	伐 採 種	伐 採 率 (%)	調 査 方 法	備 考
	国 有 林	林 小 班						
胆振東部	樽前	243よ	3.30	101	列状間伐	25	標準地 (面積)	
胆振東部	樽前	257へ	30.31	515	列状間伐	20	標準地 (本数)	
胆振東部	樽前	266と	2.73	232	皆伐	100	標準地 (本数)	L34cm上調査
胆振東部	樽前	269ろ	9.85	191	定性間伐	20	標準地 (本数)	
胆振東部	樽前	270ほ	0.89	56	列状間伐	25	標準地 (面積)	
胆振東部	樽前	271は	8.35	468	列状間伐	20	標準地 (面積)	
胆振東部	樽前	278ろ	4.67	538	複層伐	50	標準地 (本数)	50m×50m L34cm上調査
胆振東部	樽前	279ろ	2.39	551	複層伐	50	省略	288に 50m×50m
胆振東部	樽前	279に	2.29	533	複層伐	50	省略	288に 50m×50m
胆振東部	樽前	280は	5.43	1032	複層伐	50	標準地 (本数)	50m×50m L34cm上調査
胆振東部	樽前	283ろ	0.54	7	列状間伐	25	標準地 (面積)	
胆振東部	樽前	283ほ	2.82	129	列状間伐	25	標準地 (面積)	
胆振東部	樽前	284へ	6.67	97	列状間伐	20	標準地 (本数)	
胆振東部	樽前	285と	3.22	124	列状間伐	25	標準地 (本数)	
胆振東部	樽前	285じ	2.89	146	列状間伐	25	標準地 (本数)	
胆振東部	樽前	286へ	3.65	380	皆伐	100	標準地 (本数)	L34cm上調査
胆振東部	樽前	287ろ	5.03	1460	複層伐	50	標準地 (本数)	50m×50m L34cm上調査
胆振東部	樽前	288に	10.01	2407	複層伐	50	標準地 (面積)	50m×50m
胆振東部	樽前	291と	8.97	549	列状間伐	25	標準地 (面積)	

調 査 内 訳 書

森 林 管 理 署 等	調 査 場 所		予 定 面 積 (ha)	予 定 材 積 (m ³)	伐 採 種	伐 採 率 (%)	調 査 方 法	備 考
	国 有 林	林 小 班						
胆 振 東 部	樽 前	291㌔	0.11	11	列 状 間 伐	25	標 準 地 (面 積)	
胆 振 東 部	樽 前	291㌔	0.17	11	列 状 間 伐	25	標 準 地 (面 積)	
合 計		21箇所	114.29	9,538				

【正】

別紙 3

特記仕様書

収穫調査の実施にあたっては、「北海道森林管理局収穫調査規程」及び「北海道森林管理局収穫調査規程の運用について」によるほか、以下の定めによるものとする。

1 狩猟期間中の安全対策について

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理（支）署が定める銃猟安全対策に従うこと。

なお、林道等入口付近及び事業地の前後等の視認しやすい場所に「発砲禁止」ののぼり（規格：のぼり 0.45×1.5m以上、ポール伸縮 3 m程度）を 3 本設置すること。

また、市町村から森林管理（支）署に対し、市町村が実施主体となつて行う有害鳥獣捕獲について、事業地を含む周辺国有林において、土・日曜日、祝日、年末年始での可猟要請がなされた場合は、事前に森林管理（支）署・市町村・受託者の三者により協定を締結し日時を限定して可猟とする場合があるので協議に応じること。

2 多様な森づくりについて

調査実行中において、現地で除外区域が明確でない場合は、林況に関する状況について監督職員等に適宜情報すること。

3 選木について

立木販売の定性間伐調査においては、広葉樹胸高直径 34cm 上を保残するので調査対象木から除外すること。

4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を監督職員等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

- (1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として受託者が行う。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意する。
- (2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに監督職員等へ報告する。
- (3) 無人航空機の回収は、受託者の責任において行う。
- (4) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わない。
また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図る。

5 ナラ枯れ被害の対応について

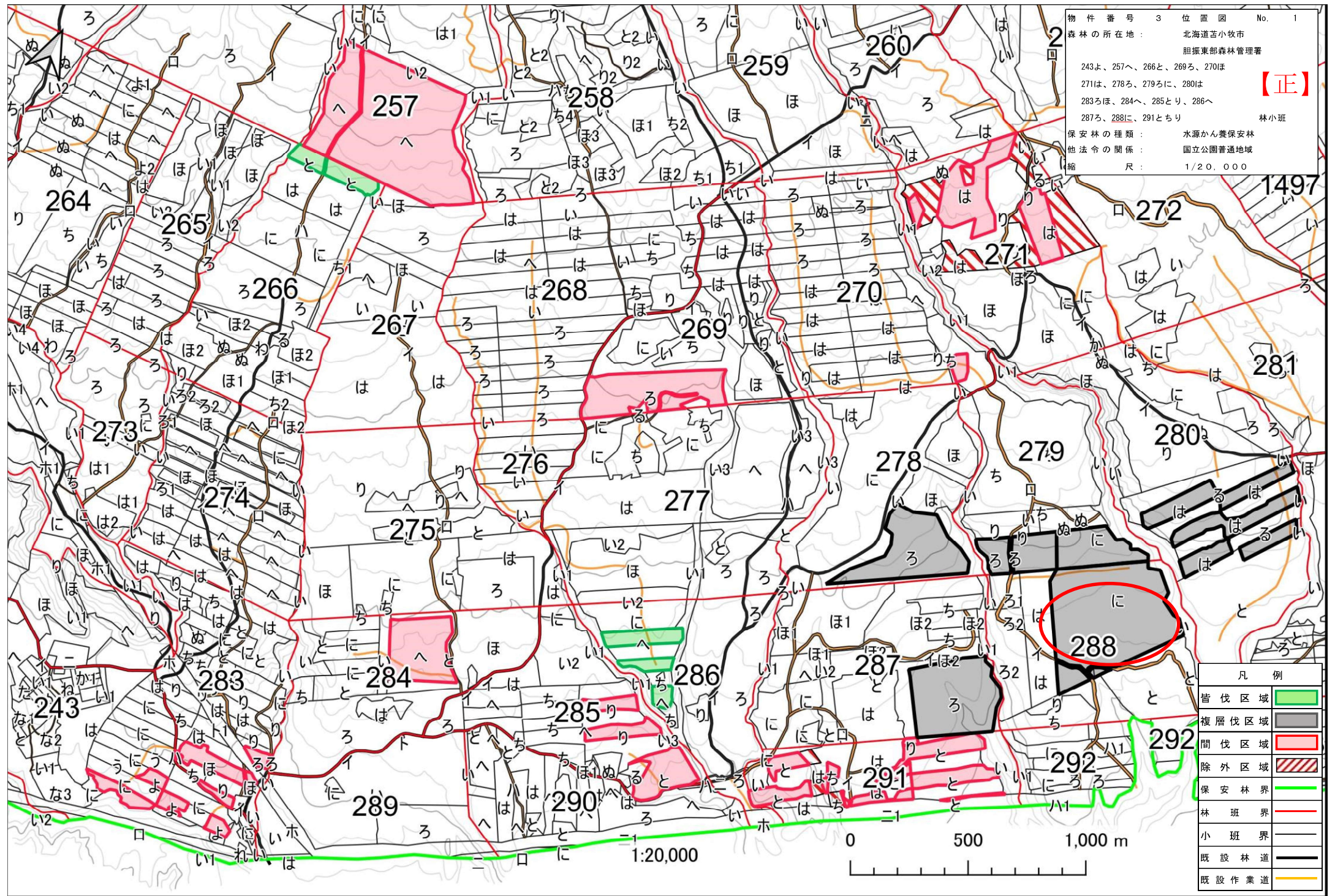
ナラ枯れの被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は、原則、調査対象

としないこと。また被害木及び被害木と推定されるものを発見した場合は、その立木にテープ等で標示するとともに、位置情報を速やかに監督職員へ報告すること。

- 6 243 林班よ小班、278 林班ろ小班、279 林班ろに小班、280 林班は小班、283 林班ろ小班、288 林班に小班、291 林班とちり林班については、令和8年8月31日までに調査成果を提出すること。
- 7 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ監督職員と協議すること。

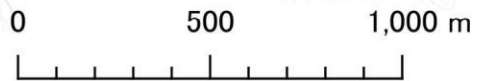
物件番号 3 位置図 No. 1
 森林の所在地： 北海道苫小牧市
 胆振東部森林管理署
 243よ、257へ、266と、269ろ、270ほ
 271は、278ろ、279ろに、2801は
 283ろほ、284へ、285とちり、286へ
 287ろ、288に、291とちり 林小班
 保安林の種類： 水源かん養保安林
 他法令の関係： 国立公園普通地域
 縮尺： 1/20,000

【正】

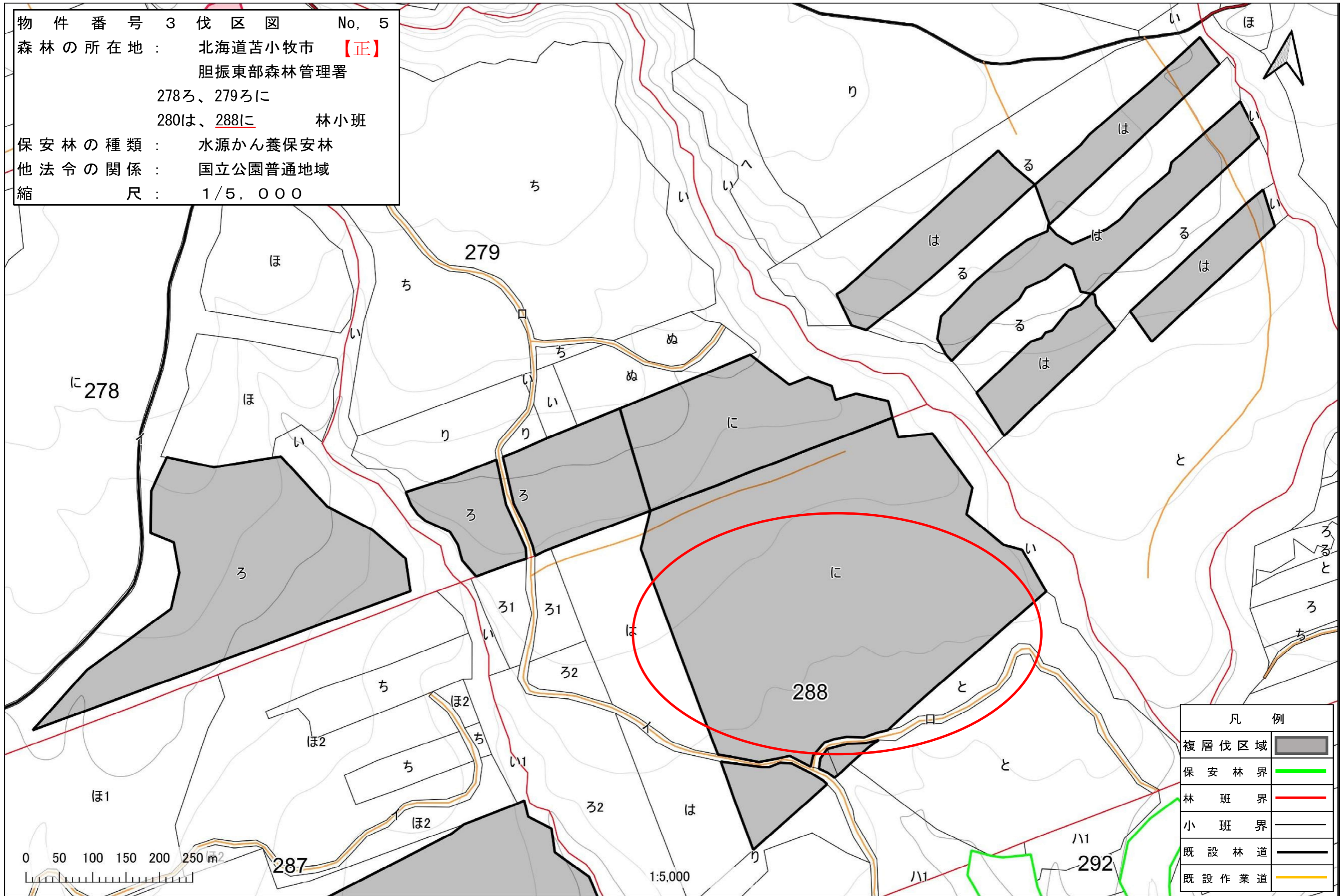


凡例	
皆伐区域	
複層伐区域	
間伐区域	
除外区域	
保安林界	
林班界	
小班界	
既設林道	
既設作業道	

1:20,000



物件番号 3 伐区図 No. 5
 森林の所在地： 北海道苫小牧市 **【正】**
 胆振東部森林管理署
 278ろ、279ろに
 280は、288に 林小班
 保安林の種類： 水源かん養保安林
 他法令の関係： 国立公園普通地域
 縮尺： 1/5,000



凡 例	
複層伐区域	
保安林界	
林 班 界	
小 班 界	
既設林道	
既設作業道	



1:5,000